

公布された規則のあらまし

○佐賀県県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 33 号）

佐賀県県税条例の一部を改正する条例（令和 6 年佐賀県条例第 25 号。附則第 1 条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は令和 6 年 4 月 1 日とし、同条第 1 号に掲げる規定の施行期日は令和 7 年 1 月 1 日とし、同条第 2 号に掲げる規定の施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とし、同条第 3 号に掲げる規定の施行期日は令和 8 年 4 月 1 日とすることとした。